

安全保障理事会

配布：一般

2017年10月24日

原文：英語

アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、トルコ、ウクライナ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国：決議案

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2319 (2016)、2235 (2015)、2209 (2015) および 2118 (2013) を想起し、

1. 安保理が必要とみなしたならば、安全保障理事会による更なる延長の可能性と共に、合同調査メカニズムの職務権限を、更に一年間決議 2235 で規定したように更新することを決定する。

2. 合同調査メカニズムに対し、この決議の採択の 90 日以内に報告を完成させ、そしてその後適切な場合には追加報告書を完成させること、また合同調査メカニズムに対し、国際連合安全保障理事会に対し、一回または複数回、報告書を提出しそして OPCW 理事会に通知することを要請し、また合同調査メカニズムに対し、1540 委員会、1267/1989/2253 委員会またはその他の関連するテロ対策機関若しくは自らの活動の関連する結果に関する拡散防止機関に、適当な場合には、要点を話すことを要請する。

3. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。